

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（歴史的資源を活用した観光まちづくり事業）
補助対象事業 Q&A

令和4年2月22日時点

Q1：商工会議所や宗教法人、地域連携 DMO 候補法人は、対象となりますか？

A1：公募要領Ⅱ. 2. (1) ③の「民間事業者等」に含まれるため、対象となります。

Q2：宗教法人（社寺経営）と民間企業（宿坊経営）の2団体で協議会を形成し、応募したいと考えていますが問題はありますか？

A2：問題ありません。

Q3：協議会としての申請にあたり、協議会を設立してから何年以上という条件はありますか？

A3：ありません。

Q4：社寺での体験コンテンツを提供している旅館等の宿泊施設は対象でしょうか？

A4：社寺における宿泊を対象とします。ただし、当該社寺と歴史的又は文化的に繋がりのある宿泊施設での宿泊を含みます。例えば、社寺の敷地外であるが、門前にある宿坊等が対象となります。具体的な範囲について判断に迷う場合には、ご相談ください。

Q5：「城泊・寺泊・古民家泊」の定義は何ですか？

A5：公募要領Ⅰ. 2. (2) に規定しているとおり、「城泊・寺泊・古民家泊」とは、以下のいずれかの事項に該当するものをいいます。

イ 旅館業法（昭和23年法律第138号）上の旅館業の営業許可を得た城（天守閣、櫓及び城郭内の歴史的資源を含む。以下同じ。）、社寺及び古民家において、宿泊滞在体験を伴った宿泊事業を行うもの

ロ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）上の住宅宿泊事業者としての届出をした城、社寺及び古民家において、宿泊滞在体験を伴った宿泊事業を行うもの

ハ イベント民泊ガイドライン（平成28年4月1日観光庁観光産業課・厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課発出）に基づくイベント民泊として開催地の地方公共団体から承認を得た城、社寺及び古民家において、宿泊滞在体験を伴った宿泊事業を行うもの

二 その他城、社寺及び古民家での宿泊滞在体験を伴った宿泊事業を行うものであって、地方公共団体からの承認を得たもの

Q6：公募要領Ⅲ. 1. (2) コンセプトの有効性【審査項目】中の「地域の観光資源の特色を踏まえた城泊・寺泊・古民家泊」とは何か？

A6：「地域の観光資源の特色を踏まえた城泊・寺泊・古民家泊」とは、単に城・寺・古民家に宿泊するのではなく、当該宿泊において、その地域の歴史、文化、生業等が感じられる環境整備が行われていたり、体験型・滞在型コンテンツが用意されていたりすることを指します。特に、古民家の場合には、1軒単体では無く、集落等に存在する複数の古民家が一体で活用されることが、歴史、文化、生業等が感じられる宿泊体験とするために、より効果的な場合が多いと考えられます。

Q7：客室に係る場所における改修の範囲を教えてください。

A7：

《基本的な考え方》

公募要領Ⅱ. 4. (1) ①中の「客室に係る場所」は、客室内、客室周辺の庭、宿泊者が一定期間留まるラウンジ等を想定しております。具体的な範囲について判断に迷う場合には、ご相談ください。

改修の範囲については、客室に係る場所の小規模改修を想定しているため、客室に係る場所以外の改修や小規模改修の限度を超えるような大規模改修は対象外です。(設置していないものを新規で取り付ける等は対象外)。また、宿泊施設として通常に備えてある設備は対象外となります。(例：テレビ、冷蔵庫、金庫、消化器等。ただし、訪日外国人旅行者用に機能を強化する場合は、除きます。)

・ご参考

項目	対象内・・・○ / 対象外・・・× / 条件付にて認める・・・△
大規模改修（工事の伴う大型の電化製品の購入、埋め込み式の大型のクーラーの設置等）	×
庭の整備	△（客室に係る庭の整備であれば対象。例えば、客室の中庭等）
客室内の風呂やトイレ等の水回りの改修及び給排水工事	○
客室内のクーラーの交換	△（感染対策であれば対象）
客室内の畳又はフローリングから畳への改修	△（訪日外国人旅行者の受入環境整備につながると言えるのであれば対象）

客室内の畳又はフローリングからフローリングへ改修	△（訪日外国人旅行者の受入環境整備につながると言えるのであれば対象）
床の整備	×
客室に係る場所以外の共同トイレ・大浴場	×
カーテンの新設	△（訪日外国人旅行者の受入環境整備につながると言えるのであれば対象）
茶道体験施設の整備（リフォーム）	×
フロントの改修	△（客室に係わる場所としての滞在者限定のラウンジ等の改修においては対象）
外壁の改修	×

Q8：蔵を宿泊部屋に改装したいのですが、補助金の対象になりますか？

A8：訪日外国人旅行者の受入環境整備につながる改修にあたっては、既に宿泊施設として、活用されている客室に係る場所が対象となるため、新規で客室に係る場所を改装することは対象外となります。

Q9：座禅体験の整備は対象でしょうか？

A9：訪日外国人旅行者の体験型・滞在型コンテンツの充実・魅力向上につながるものであれば、公募要領Ⅱ. 4.（2）①中の「体験型・滞在型コンテンツの企画・造成・改善（多言語対応等）にかかる費用」として対象となります。（宿坊での宿泊が前提となります。）

Q10：用具の購入は対象でしょうか？

A10：訪日外国人旅行者の受入環境整備及び体験型・滞在型コンテンツの充実・魅力向上につながるものであって、用具の購入について、公募要領Ⅱ. 4.（1）①「客室に係る場所の改修及び寝具・家具の購入にかかる費用」又は（2）①「体験型・滞在型コンテンツの企画・造成・改善（多言語対応等）にかかる費用」に伴う必要経費であれば対象となります。

Q11：ホームページの充実及び新規サイトのページ制作多言語対応に係る費用としてビデオカメラ、編集用パソコン等の備品類は対象でしょうか？

A11：訪日外国人旅行者の受入環境整備につながるものであれば、公募要領Ⅱ. 4.（1）③「ホームページ等ITを活用した情報提供・案内・予約システムの整備費及び多言語対応にかかる費用」に含まれるため対象となります。

Q12：伝統芸能のショーをお寺で実施する、宿泊を伴わないコンテンツは対象となりますか？

A12：対象外となります。訪日外国人旅行者の体験型・滞在型コンテンツの充実・魅力向上につながるものであれば、宿泊滞在中の観光コンテンツの造成についてのみ対象となります。

Q13：座禅や体験を社寺で実施し、当地域内の旅館で宿泊するというコンテンツは、対象となりますか？

A13：社寺での宿泊が前提となるため、対象外となります。(Q4参照)ただし訪日外国人旅行者の受入環境整備につながるものであれば、社寺で宿泊し、体験コンテンツを社寺の外で実施するコンテンツについては対象となります。

Q14：送迎のための車や自転車のリースは対象となりますか？

A14：二次交通対策は補助対象経費に含まれないため対象外です。ただし体験型・滞在型コンテンツの実施にあたり不可欠な場合で、公募要領Ⅱ. 4. (2) ①「体験型・滞在型コンテンツの企画・造成・改善にかかる費用」といえる場合には、対象となります。

Q15：感染症対策対応設備とは、何を指しますか？

A15：空気清浄機やアルコール消毒液、アクリルパーテーション等の感染症対策を講じるものを指します。

Q16：本事業の対象経費にならない例として挙げられている耐久消費財とは、何を指しますか？

A16：電気製品や家具等が該当します。しかし、本事業において客室に係る場所の滞在環境整備が必要不可欠と判断されるベッドや室内照明、空気清浄機等は対象であり、申請して頂くことが可能です。

Q17：「宿坊の施設内の多言語表示設置」は対象となるようですが、例えば、宿坊敷地の出入口に多言語案内看板を設置する場合は対象となりますか？

A17：対象外となります。宿坊の施設とは、滞在する建物のことを指し、建物内における多言語表示が対象となります。

Q18：申請書 7. 「審査評価項目の自己評価ポイント」はどのようなことを記述するのでしょうか？

A18：公募要領の〈審査における審査項目及び加点ポイント〉をご参照いただき、審査評価に該当すると思われる点を簡略化して記載をお願い致します。

Q19：複数項目を申請しないと該当しないなど制約はありますか。（例えば、宿坊のHP整備のみ、看板設置のみでも対象となるのでしょうか）

A19：対象です。ただし、訪日外国人旅行者の誘客のためには、受入環境整備及び体験型・滞在型コンテンツの充実・魅力向上の両方がそろっていることが必要であると考えています。そのため、本事業で実施しない場合でも、既に準備済であること又は本事業以外で準備することを審査いたします。